

2020 年 5 月 27 日

組合員 各位

千葉県学校生活協同組合 管理課

「緊急事態宣言」解除後の 6 月以降の営業時間・勤務体制について

4 月 7 日、日本政府より「緊急事態宣言」が発出され、約 2 ヶ月が経過いたしました。5 月 25 日、日本政府は全国の「緊急事態宣言」を解除しました。「緊急事態宣言」期間中は、営業時間の短縮などにより、ご所属および組合員の皆様にはご不便ご迷惑をお掛けいたしました。

しかし、新型コロナウイルスの感染は完全に終息したとは言い難く、専門家会議の見解ではこれまで通り「解除後も、不要不急の外出は控え、密集・密接・密閉を避けるよう」要請しています。

これらを踏まえ、千葉県学校生活協同組合としては段階的に営業時間および勤務体制について緩和することが望ましいと判断いたしました。対応については、以下の内容となります。

組合員皆様におかれましては、引き続きご不便とご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

① 6 月 1 日～6 月 14 日までの営業時間

5 月末までの営業時間を 1 時間延長いたします。

営業時間（電話受付時間） 午前 9 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

② 6 月 15 日以降の営業時間

通常営業の体制にいたします。

営業時間（電話受付時間） 午前 8 時 45 分 ～ 午後 5 時 15 分

※感染状況により、国・県より新たな要請が発出された場合は、上記の営業時間が変更となる場合がございます。その際は、速やかにご案内をさせていただきます。

以上

なお、営業時間外のお問い合わせは、学生協ホームページの「お問い合わせ」よりメールでもお受けできますのでご利用ください。